

太田 吉浩議員



一部損壊世帯に財政支援は出来ないか

他町村との公平性を配慮し支援したい

Q

A

太田議員

震災から5カ月近く経過するが、罹災証明書書の再調査申請が相次いでいる。同じ地域に住みながら隣同士で判定が違う、敷地に亀裂が走っている等、被害の多様化が原因のようだ。被災した村民が、一日も早く生活再建に踏み出せるよう、村独

自の解釈で弾力的な運用も検討すべきではないか。

全壊世帯同様の支援対象となる「長期避難世帯」の基準は、

村で明確に設定しているのか。未だに断水している地区や世帯が存在する。基礎自治体として5カ月も水道供給が出来ない世帯こそ「長期避難世帯」として、全壊扱いで救済が出来ないか。

総務課長

「長期避難世帯」の指定は、熊本県が認定し、公示する制度。村としては、現在、指定要件を満たす地区を幅広く拾い上げ、県と協議を進めている。

総務課政策審議監

制度上、「長期避難世帯」の認定要望は、村から県に

出さねばならない。現在は、その要望前の安全性を事前相談している段階。専門家の調査等を踏まえ、村が県に

対して、安全性の有無を証明する責任がある。

太田議員

線引きが難しいのは理解しているが、制度上は全壊扱いでの救済が可能だ。引き続き、県と協議を重ね、早期救済を強く要望する。

また、「一部損壊世帯」は被害があっても、公的な支援は何ら補償されない。今回の補正予算で2億円を積み上げた災害復興基金を原資に、村独自の財政支援は考えられないか。国や県より先に動く事に躊躇せず、スピード感を持った被災者支援が必要ではないか。

総務課長

現在、公的支援策に漏れた事業の洗い出しも進めている。県の基金メニューに外れた分に対して、村独自の支援を今後、検討していきたい。

村長

他の自治体との公平

性、均衡も十分検討しながら、支援をやつていきたい。

仮設住宅内に無料Wi-Fi設置は前向きに早く検討したい(村長)

Q

A

太田議員

仮設住宅は原則2年間の入居期限があるが、長期化が予想される。特に高齢者や単身世帯が心配だ。東北では孤独死も多数起きた。今後、引き込みや情報格差が懸念されるが、村としての具体的な仮設住宅支援策はあるか。担当課の一本化、生活支援員の配置、集会場の活用、団地内の無料Wi-Fi設置の考えはあるのか。

健康推進課長

本村では、8団地401戸の仮設住宅を整備。多様な入居者の対応には、役場組織を横断し、緊密な連携が不可欠だ。今後、社会福祉協議会に委託する「地域支え合いセンター」を立ち上げ、行政と仮設住宅をつなぐ個別支援を行う。

並行して、保健師の訪問活動、認知症対策等のサロン活動も開始する。集会場を活用したボランティア支援も受け入れる。Wi-Fi設置も建設課と速やかに協議を始める。



仮設住宅を巡回する「地域支え合いセンター」職員

長期避難世帯の指定について	
必要条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域への避難指示の発令 ・危険で住めない状況にあること（宅地滑動、山腹崩壊等） ・またはその他の事由（道路断絶等）により住めない状況にあること
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設、みなし仮設住宅へ入居可能となる（当該地域はすでに要件緩和により入居可） ・被災者生活再建支援金の支給において、全壊と同様の扱いとなる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令され、住めない地域となる ・同一敷地内に自宅を新築等しても、被災者生活再建支援金の加算支援金は支給されない